別紙　調査結果報告書

（注：【　】で囲んだ部分は、秘密情報に係る要約である。）

1　総論

1－1　調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

1－1－1　品名

(1)　トルエンジイソシアナート（Tolene Diisocyanate）（以下「TDI」という。）。

1－1－2　銘柄、型式及び特徴

(2)　商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第2929.10号に分類される。主として、自動車座席や寝具等に使用されるポリウレタン軟質フォームの原料として用いられる。

1－2　調査対象貨物の供給者又は供給国

(3)　中華人民共和国（以下「中国」という。）の生産者及び輸出者。

1－3　調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

1－3－1　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

(4)　平成24年10月1日から平成25年9月30日まで（ただし、中国を原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」[1]については、生産者の会社設立の時から平成25年9月30日まで。）。

1－3－2　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(5)　平成22年4月1日から平成25年9月30日まで。

1－4　調査の対象とした事項の概要

1－4－1　不当廉売された調査対象貨物の輸入に関する事項

(6)　不当廉売された調査対象貨物の輸入に関して、調査対象貨物の正常価格（輸出国における通常の商取引における価格又はこれに準ずる価格）、調査対象貨物の本邦向け輸出価格、調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（ダンピング・マージン）、及びその他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項について調査した。

1－4－2　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(7)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関して、不当廉売された調査対象貨物の輸入量、不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業の同種の貨物の価格に及ぼす影響、不当廉売された調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響、及びその他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項について調査した。なお、「同種の貨物」とは、調査対象貨物とすべての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には、すべての点で同じではないが極めて類似した性質を有する貨物をいう[2]。

1－5　調査の経緯

1－5－1　課税申請及び調査開始

(8)　平成25年12月17日、三井化学株式会社（以下**「1－5－1　課税申請及び調査開始」**において「申請者」という。）より、「中華人民共和国産トリレンジイソシアナートに対する不当廉売関税を課すことを求める書面」（以下「申請書」という。）が提出[3]された。

表1　申請者の名称及び住所

名称	住所
三井化学株式会社	東京都港区東新橋一丁目5番2号

(9)　申請者は、下記**「3－2　本邦の産業」**に述べるとおり、調査対象貨物と同種の貨物を生産する本邦の産業を構成する生産者2者のうちの1者であり、その生産高は本邦における総生産高の四分の一以上を占め、申請適格を満たしていた[4]。

(10)　申請書において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は過半数を超えていた[5]ことから、調査を開始する必要があると認められたので、平成26年2月14日、申請書に基づく調査の開始を決定[6]し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者、輸入者、申請者及び財務大臣が本調査に利害関係を有す

1　不当廉売関税に関する政令（平成6年政令第416号）（以下「政令」という。）第2条第3項

2　1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定（平成6年条約第15号。以下「協定」という。）2.6

3　関税定率法（明治43年法律第54号）（以下「法」という。）第8条第4項

4　政令第5条第1項

5　協定5.4、政令第7条第1項第7号及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（平成23年）（以下「ガイドライン」という。）5.(3)

6　法第8条第5項